



2024年度における政府実行計画の実施状況 (速報値)

2026年3月30日

地球環境局地球温暖化対策課



- 1. 実施状況の点検について**
- 2. 2024年度実施状況**
 - 2-1. 政府の事務及び事業に伴い排出される
温室効果ガスの総排出量**
 - 2-2. その他の数量を伴う目標の実績等**
 - 2-3. 独立行政法人等における温室効果ガスの
排出の削減等のための計画の策定状況等**
- 3. 情報提供**

【政府実行計画の策定】

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第1項に基づき、政府は、地球温暖化対策計画に即して、政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減計画である政府実行計画を策定するものとされている。
- 2016（平成28）年5月13日、地球温暖化対策計画の閣議決定と併せ、政府実行計画が閣議決定された（計画期間は2016年度～2030年度）。
- 2021（令和3）年4月に表明した2030年度温室効果ガス削減目標を踏まえ、同年10月22日、地球温暖化対策計画の改定（閣議決定）と併せ、政府実行計画が改定（閣議決定）された（計画期間は閣議決定日～2030年度）。
- **2025（令和7）年2月、地球温暖化対策計画の改定（閣議決定）と併せ、政府実行計画が改定（閣議決定）された（計画期間は閣議決定日～2040年度）。**
- 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第7項において、**政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表することとされている。**

【政府実行計画の実施状況の点検方法】（政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）より抜粋）

各府省庁は、毎年度、政府実行計画及び各府省庁の実施計画の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。環境省は、点検結果を取りまとめ、各府省庁の参加の下で中央環境審議会の意見を聞いて、その意見と併せて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。

政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
- ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて**導入目標を検討する。**
- 建築物の建築
- ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。**また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**
- ※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/LED
- ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
- ✓ **2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。**
- GX製品
- ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達する。**
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

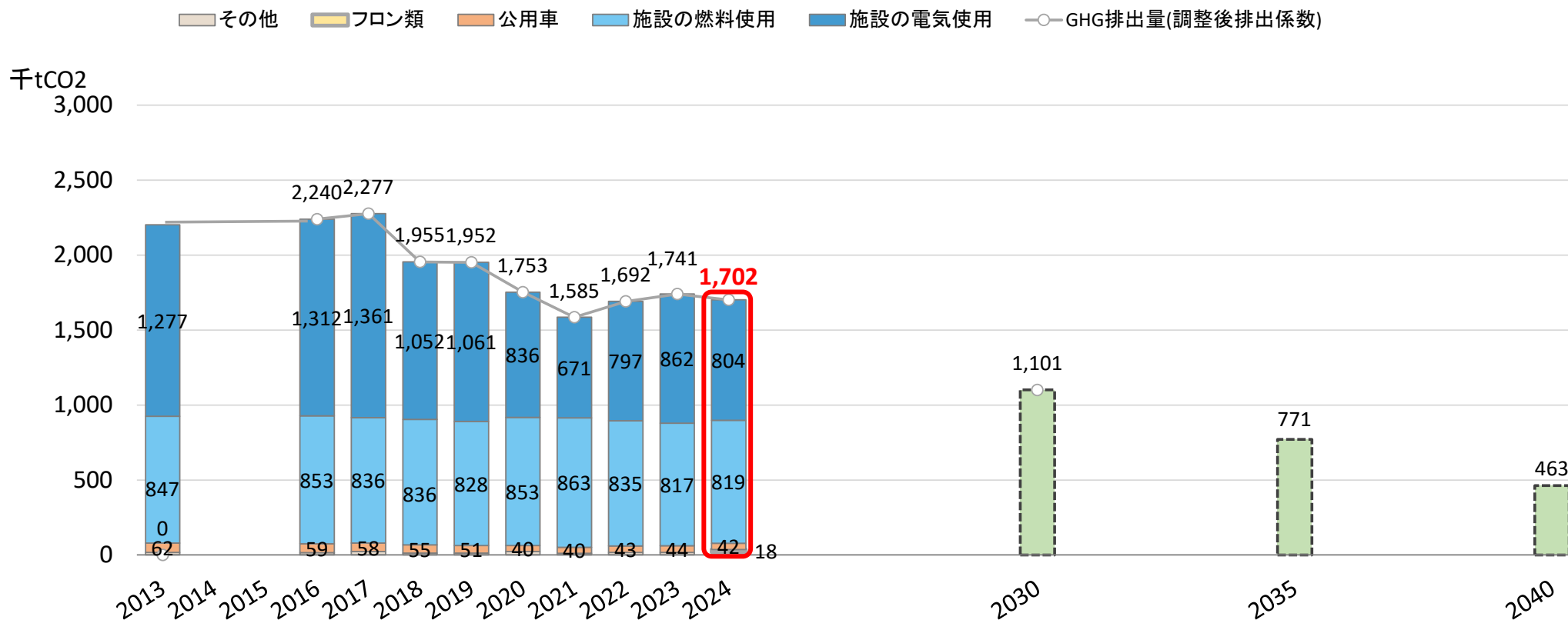
その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

1. 実施状況の点検について
2. 2024年度実施状況
 - 2-1. 政府の事務及び事業に伴い排出される
温室効果ガスの総排出量
 - 2-2. その他の数量を伴う目標の実績等
 - 2-3. 独立行政法人等における温室効果ガスの
排出の削減等のための計画の策定状況等
3. 情報提供

政府全体の温室効果ガス総排出量の推移

- 政府実行計画を改定し、フロン類の排出抑制に係る取組を強化したことを受け、**2024年度実績からフロン類の算定漏洩量を把握**。2024年度の実績値は18千tCO₂（総排出量の1.1%）。
- 2024年度の政府全体における**温室効果ガス総排出量は1,702千tCO₂**であり、**2013年度比22.7%***減少。前年度比では2.2%減少。
 ※フロン類の算定漏洩量を除いた場合の**温室効果ガス総排出量は1,684千tCO₂**（2013年度比**23.6%減少**）
- 2024年度総排出量のうち、施設の電気使用に伴う排出量が全体の47.2%、施設の燃料使用に伴う排出量が全体の48.1%を占める。



※図中の数値は小数点以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点以下を含めた数値で算出したもの。

(参考) フロン類の算定漏えい量

- エアコンや冷蔵冷凍機器に使われる代替フロンは、CO₂の数十～1万倍以上の非常に高い温室効果を有している。フロン対策の取組を事業者等に広く促していくためには、政府自らの率先実行が重要。
- 現状把握のため、2024年度実施状況調査よりエアコン・冷蔵冷凍機器の使用状況等を新たに調査項目として追加した結果、2024年度のフロン類の算定漏えい量は政府全体で18千t-CO₂であり、総排出量の1.1%を占める。

フロン類の算定漏えい量の算定方法

① 第一種特定製品の特定

施設が所有する各冷凍空調機器について、室外機の銘板やシールを確認する又は機器メーカーや販売店に問い合わせを行うことで、第一種特定製品かどうかを判断する。

② 充填量及び回収量の確認

第一種特定製品について、フロンの整備時充填、整備時回収の際に、第一種フロン類充填回収業者より交付された充填証明書、回収証明書を参照し、充填量及び回収量を確認する。

③ 算定漏えい量の算定

以下の式により、算定漏えい量を算定する。なお、地球温暖化対策係数（GWP）は経済産業省・環境省告示により定められた値を使用する。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{【算定漏えい量報告】} \\ \hline \cdot \text{算定漏えい量 (t-CO}_2\text{)} \\ \hline \text{等} \\ \hline \end{array} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{【充填証明書】} \\ \hline \cdot \text{充填したフロン類の種類} \\ \text{(R404A等)} \\ \hline \cdot \text{充填量 (kg)} \\ \hline \text{等} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{【回収証明書】} \\ \hline \cdot \text{整備時回収したフロン類の} \\ \text{種類 (R404A等)} \\ \hline \cdot \text{整備時回収量 (kg)} \\ \hline \text{等} \\ \hline \end{array} \right) \times \text{GWP} / 1,000$$

電気使用・燃料使用に伴う排出量に関する分析

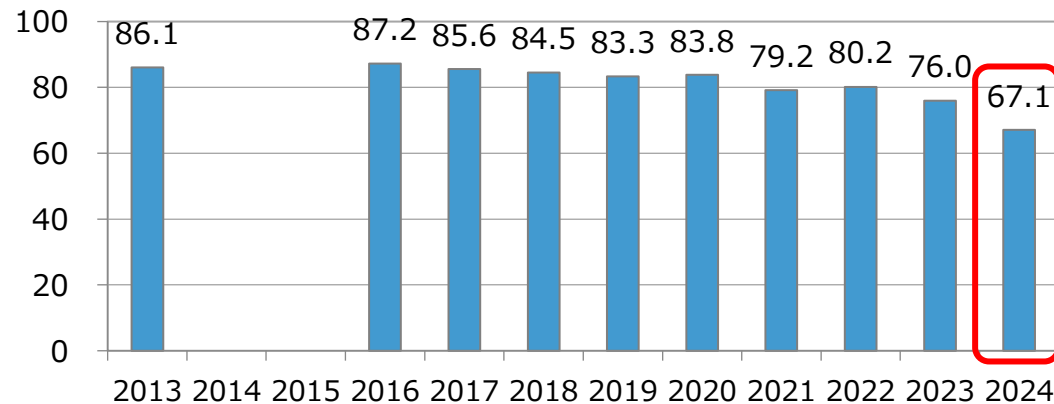
- 電気使用量は前年度比で155百万kWh増加。一方、電気の排出係数が0.04減少したことにより電気使用に伴う排出量は前年度比で6.8%減少。
- 燃料使用量は0.1百万GJ増加。燃料の排出係数は前年同であり、燃料使用に伴う排出量は前年度比で0.2%増加。
- 電気・燃料ともに、単位面積当たりの使用量は前年度より減少。

電気・燃料使用の状況（使用量・排出係数）

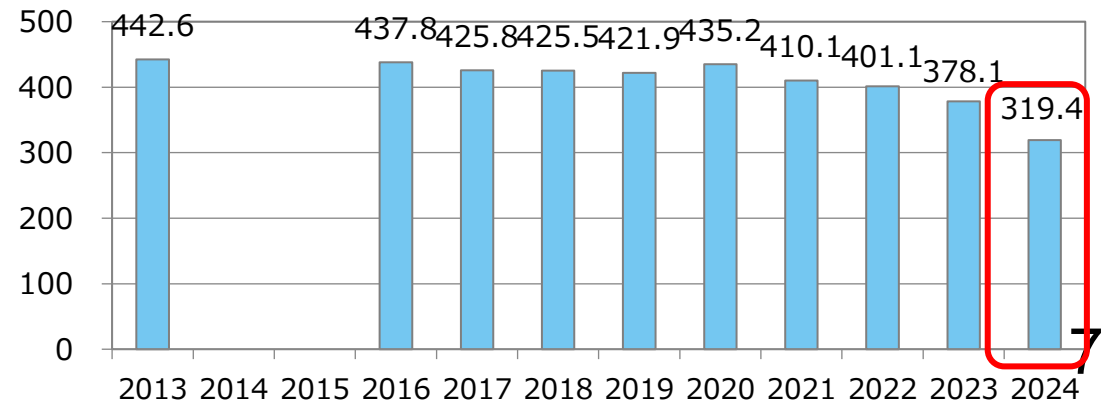
	電気使用に伴う排出 [tCO ₂]	電気		燃料使用に伴う排出 [tCO ₂]	燃料	
		電気使用量 [百万kWh]	電気の排出係数 [kgCO ₂ /kWh]		燃料使用量 [百万GJ]	燃料の排出係数 [kgCO ₂ /千GJ]
2023年度	862,333	2,614	0.330	817,328	13.0	0.063
2024年度	803,854	2,769	0.290	819,319	13.1	0.063
2023年度からの増減	58,479tCO ₂ 減少 (6.8%減少)	155百万kWh増加	0.04減少	1,991tCO ₂ 増加 (0.2%増加)	0.1百万GJ増加	-

単位面積当たりの使用量変化

● 単位面積当たりの電気使用量
kWh/m²



● 単位面積当たりの燃料使用量
MJ/m²



(参考) 府省庁別の温室効果ガス総排出量と増減率

府省庁名	(注1)	(注1)	(注1)	2013年度比 増減率 (%)	(参考)	2023年度比 増減率 (%)	各項目における2023年度比増減率						
	2013年度	2023年度	2024年度		2030年度 削減目標		公用車の 燃料使用	施設の 電気	電気使用量 変化分	排出係数 変化分	施設の 燃料使用	フロン	その他
	(tCO2/年)	(tCO2/年)	(tCO2/年)		(%)		(%)	(%)	(%)	MkWh	kgCO2/kWh	(%)	(%)
内閣官房・内閣府	42,533	14,896	14,157	-66.7%	(注1) -50%	-5.0%	0.1%	7.2%	2,722	-0.014	1.1%	-	0.0%
内閣官房	14,614	5,413	6,389	-56.3%	(注1) -	18.0%	-6.2%	16.9%	3,724	0.005	3.3%	-	0.0%
内閣府	27,919	9,483	7,768	-72.2%	(注1) -	-18.1%	0.3%	-13.6%	-1,001	-0.029	-53.7%	-	0.0%
内閣法制局	260	133	70	-73.3%	-50%	-47.7%	-17.0%	-100.0%	-2	-0.185	20.1%	-	0.0%
人事院	1,549	1,020	1,064	-31.3%	-50%	4.3%	7.4%	5.2%	15	0.014	3.0%	-	44.4%
宮内庁	5,401	2,395	2,195	-59.4%	-50%	-8.4%	-4.3%	-32.4%	1,494	-0.005	-3.9%	-	-20.3%
公正取引委員会	1,072	440	428	-60.0%	-50%	-2.7%	-0.4%	-6.7%	76	-0.005	-1.4%	-	0.0%
警察庁	29,178	16,748	15,730	-46.1%	-50%	-6.1%	-11.6%	7.2%	1,715	0.006	-21.7%	-	10.4%
個人情報保護委員会	-	56	70	-	(注2) -32%	24.1%	5.2%	25.1%	-2	0.106	0.0%	-	0.0%
カジノ管理委員会	-	5	6	-	(注2) -32%	22.1%	22.1%	0.0%	-1	0.000	0.0%	-	0.0%
金融庁	3,165	2,961	3,471	9.7%	-50%	17.2%	2.6%	20.7%	-196	0.106	13.7%	-	0.0%
消費者庁	332	202	115	-65.4%	-60%	-43.1%	3.6%	-91.4%	35	-0.191	33.8%	-	0.0%
こども家庭庁	-	403	450	-	(注3) -50%	11.8%	-23.8%	24.2%	-166	0.061	3.5%	-	0.0%
デジタル庁	-	908	503	-	(注2) -32%	-44.7%	-11.4%	-45.5%	-821	-0.065	-47.2%	-	0.0%
復興庁	409	404	239	-41.7%	-50%	-40.9%	-9.7%	-78.6%	-66	-0.201	16.0%	-	0.0%
総務省	13,310	6,198	6,062	-54.5%	-50%	-2.2%	-7.2%	-6.9%	-561	-0.008	1.7%	-	50.0%
法務省	273,107	186,996	215,468	-21.1%	-50%	15.2%	-2.6%	32.4%	9,254	0.069	3.4%	-	-16.5%
外務省	4,860	6,535	899	-81.5%	-88%	-86.2%	-3.2%	-99.4%	139	-0.508	14.8%	-	0.0%
財務省	95,957	62,533	71,047	-26.0%	-50%	13.6%	-1.6%	19.9%	4,423	0.038	-3.3%	-	-99.9%
文部科学省	6,076	5,535	7,034	15.8%	-50%	27.1%	-8.2%	26.3%	-402	0.113	9.8%	-	0.0%
厚生労働省	89,848	83,408	84,065	-6.4%	-50%	0.8%	-2.1%	8.4%	-20,363	0.057	-16.5%	-	224.4%
農林水産省	45,477	22,927	26,916	-40.8%	-50%	17.4%	-3.1%	38.0%	1,766	0.083	-10.5%	-	-41.2%
経済産業省	15,430	3,552	3,599	-76.7%	-50%	1.3%	-7.1%	-10.7%	-790	-0.004	10.9%	-	0.0%
国土交通省	297,106	155,628	162,604	-45.3%	-50%	4.5%	-2.0%	-4.7%	-77	-0.013	34.9%	-	-33.9%
環境省	8,270	4,761	8,315	0.5%	-88%	74.6%	4.5%	76.3%	1,818	0.117	8.3%	-	-15.0%
防衛省	1,266,100	1,160,622	1,074,057	-15.2%	-50%	-7.5%	-13.8%	-17.2%	155,242	-0.108	-0.4%	-	11.6%
会計検査院	3,287	1,418	3,188	-3.0%	-50%	124.8%	-11.8%	1860.8%	-289	0.464	-6.1%	-	0.0%
政府全体	2,202,728	1,740,686	1,701,750	-22.7%	-50%	-2.2%	-4.3%	-6.8%	154,960	-0.040	0.3%	-	8.7%

(注1)内閣官房及び内閣府は、この2つの機関を合わせたの目標を設定している。

(注2)個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁は、年間の温室効果ガス排出量が確認できた2022年度を基準として目標を設定している。

(注3)こども家庭庁は、国立児童自立支援施設の2013年度排出量を基準として、目標を設定している。なお、当該排出量は、当時の所管省庁である厚生労働省の基準年度排出量に含まれている。

※本表における「2030年度削減目標」は、各府省庁における実施計画の「温室効果ガスの総排出量に関する目標」における値である。

※端数処理の関係上、増減率の数値が一致しないことがある。

※フロン類の排出量は、2024年度実績から調査しているため、増減率は「-」としている。

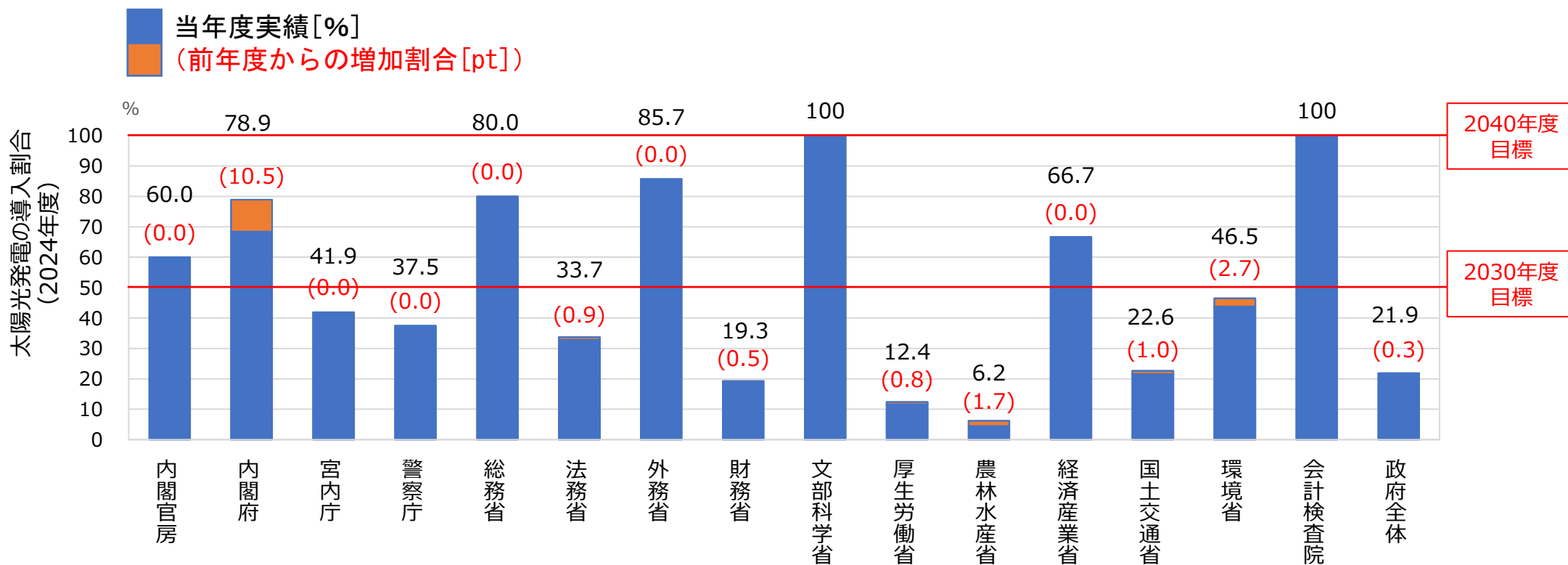
1. 実施状況の点検について
- 2. 2024年度実施状況**
 - 2-1. 政府の事務及び事業に伴い排出される
温室効果ガスの総排出量
 - 2-2. その他の数量を伴う目標の実績等**
 - 2-3. 独立行政法人等における温室効果ガスの
排出の削減等のための計画の策定状況等
3. 情報提供

2024年度の進捗状況

対象	目標値	2024年度の進捗（前年度からの進捗）
温室効果ガス排出量	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに50%削減 ✓ 2035年度までに65%削減 ✓ 2040年度までに79%削減（いずれも2013年度比） 	22.7% 減少 (1.7pt 増加)
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置 ✓ 2040年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の100%に設置を目指す 	設置可能な建築物（敷地含む）の導入件数の割合：21.9% (0.4pt 増加)
建築物の建築	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上 ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指す ✓ 2030年度以降には、更に高い省エネ性能を目指す 	2022年度以降の新築建築物(90件)の状況： 『ZEB』相当 2件 Nearly ZEB相当 1件 ZEB Ready相当 3件 ZEB Oriented相当 9件 ZEB Oriented未満 6件 分類不可※ 69件
公用車の電動化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規導入・更新については2022年度以降全て電動車（電動車に代替不可能なものを除く） ✓ 2030年度までにストック100%を目指す 	2024年度の新規導入・更新における電動車の割合：79.5% ストックでの導入率：42.5% (3.3pt 増加)
LED照明	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする 	導入率：42.4% (3.0pt 増加)
電力調達	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする ✓ 2030年度以降、再エネ電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とする 	再エネ電力調達割合：36.0% (16.9pt 増加)

府省庁別の太陽光発電導入割合

- 設置可能な建築物（敷地含む）に対する太陽光発電の導入割合は、前年度から0.4pt増加し21.9%。
- 小規模な省庁では順調に進展。一方、規模の大きな省庁では、候補施設の選定等を進めているところであり低い割合にとどまっている。
- 早急な計画の具体化、PPA方式の活用による導入スピードの向上等が必要。



※建築物、敷地を保有している府省庁のみの結果を示している。

新築建築物のZEB化

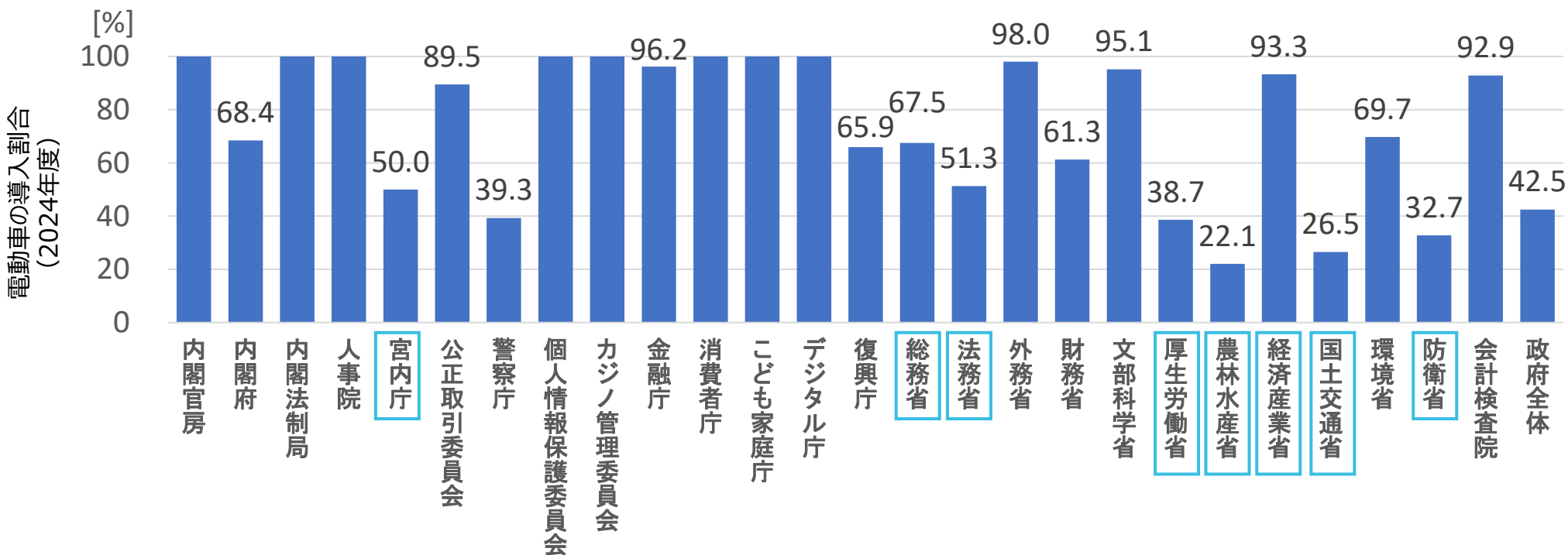
- 2022年度以降に設計を開始し、既に完了した新築建築物（90件）について調査。
- **目標を上回る建築物が6件**（『ZEB』相当：2件、Nearly ZEB相当：1件、ZEB Ready相当：3件）、ZEB Oriented相当が9件見られた一方で、**ZEB Oriented相当未満となった施設も6件存在**。
- また、発注者が基準・設計一次エネルギー消費量を把握できていないケース（69件）が存在し、これらは分類不可となっている。
- **ZEB Oriented未満の6件**は、警衛所や駐屯地等、24時間稼働しており給湯など**熱源設備を利用する施設**であった。

ZEB Ready相当以上の新築建築物

	府省庁	所管機関	建築物名	2024年 3月末時点の 建築状況	建築物全体の 延床面積積 (m ²)	省エネ による 削減率	創エネ による 削減率
『ZEB』相当	環境省	九州地方環境事務所	くじゅう国立公園 管理事務所	竣工済	116	71	65
	環境省	中国四国地方環境事務所	地家室園地休憩所	竣工済	199	51	56
Nearly ZEB 相当	環境省	九州地方環境事務所沖縄 奄美自然環境事務所	徳之島世界遺産セ ンター	建設中	450	58	18
ZEB Ready 相当	防衛省	防衛医科大学校	体育館	竣工済	2,707	51	0
	防衛省	陸上自衛隊出雲駐屯地	施設整備工場	竣工済	1,013	51	0
	防衛省	海上自衛隊館山航空基地	車両整備場	建設中	646	62	0

府省庁別の電動車導入割合

- ストックでの電動車の導入割合は、前年度から3.3pt増加し政府全体で42.5%。2030年度予定で導入割合が100%に満たない省庁も存在し、各省庁ごとの精緻な分析が必要。
- 2024年度の新規導入・更新における電動車の割合（フロー）は79.5 %。
- 電動車への代替可能性判断が調達者任せになっている状況が課題となっていることから、環境省では、非電動車を導入する場合には、とりまとめ部局にその理由を報告し、理由の妥当性を確認することとした（令和8年度運用開始）。今後、よくある理由を整理し、政府全体で判断の統一化を図っていく。



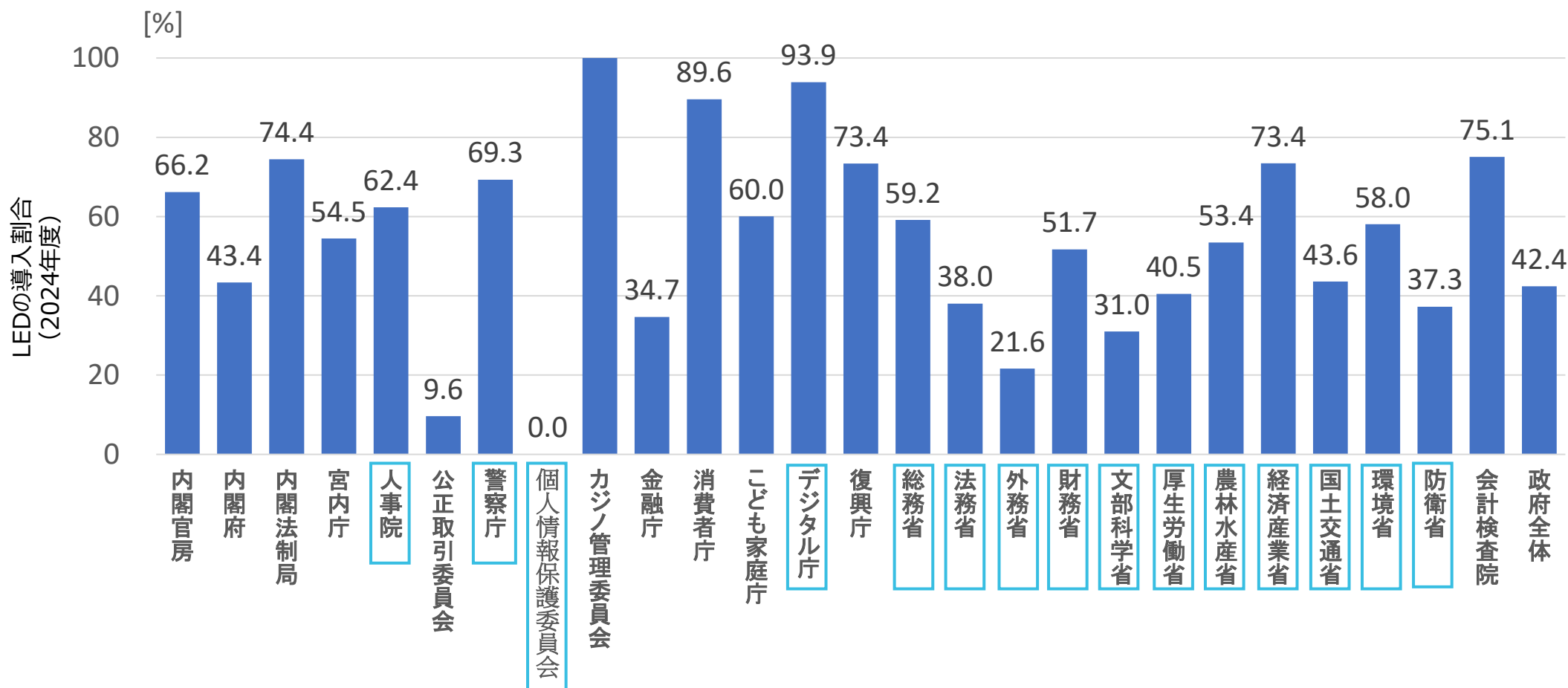
2030年度予定で電動車の導入割合件数が100%に満たない府省庁

2030年度の導入予定を100%とする対応方針

府省庁名	2030年度の導入予定を100%とする対応方針
宮内庁	施設単位での更新タイミングの把握を行い、計画的に導入を進める。
総務省	代替可能な電動車が無い場合等を除き、本省にて調達を行い各施設に配備するものについても、計画的に導入を進める。
法務省	計画的な予算執行及び必要な予算要求を検討する。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none">・各施設において、導入・更新に必要な予算を計画的に確保する。・新規導入・更新時において、電動車化（リース含む）を徹底する。
農林水産省	2030年度導入予定を100%とすることが困難な部局（すでに解体することが確定している等）を除き、計画的に調達を進めるよう改めて促していく。
経済産業省	今後公用車を買換える際には、電動車を検討していく。
国土交通省	施設単位での公用車の更新タイミングの把握を行い、計画的に導入を進める。
防衛省	施設単位での公用車の更新タイミングの把握を行い、計画的に導入を進める。

府省庁別のLED照明導入割合

- LED照明の導入割合は、前年度から3.0pt増加し政府全体で42.4%。2030年度予定で導入割合が100%に満たない省庁も存在し、各省庁ごとの精緻な分析が必要。
- 一般照明用の蛍光ランプは、2026年1月より順次、製造・輸出入が禁止となることから、計画的な更新が求められる。



2030年度予定でLED照明導入割合件数が100%に満たない府省庁

2030年度の導入予定を100%とする対応方針

府省庁名	2030年度の導入予定を100%とする対応方針
人事院	<ul style="list-style-type: none"> ・本院（本省）は2025年度に移転することが決定されていたため2030年の導入予定が100%になっていなかったが、2026年2月に移転して入居した庁舎はLED100%である。 ・地方事務所（沖縄）は今後LED化工事を実施する方向で予算確保に向けて準備中。
警察庁	<p>整備計画に基づき、必要な予算要求を行ってLED照明への切替を促進する。 また、合同庁舎等に入居する機関については、照明のLED化に向け、管理官庁と必要な調整を図る。</p>
個人情報保護委員会	<p>2024年度における庁舎においては100%ではないが、2025年度中に移転した庁舎では100%導入しているため、引き続き導入を維持することとする。</p>
デジタル庁	<p>2030年度の導入予定が100%になっていない庁舎について、2025年度中に退去した。</p>
総務省	<p>2030年度までに更新予定となっていない施設の状況把握を行う。</p>
法務省	<p>計画的な予算執行及び必要な予算要求を検討する。</p>
外務省	<p>2030年度までに更新予定となっていない施設の状況把握を行う。</p>
財務省	<p>一部の施設においては老朽化等の理由から解体、移転等を予定しており、各施設で適切なタイミングでの更新に努める。</p>
文部科学省	<p>政府保有施設については、2030年度までに100%導入予定である。民間保有（民借）施設については、貸主との調整を継続して行っていく。</p>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設において、導入・更新に必要な予算を計画的に確保する。 ・オーナー側との調整を進め、導入のタイミングを明確化し、計画的に導入・更新を進める。 ・2030年度の導入・更新予定が100%となっていない施設の状況把握を行い、導入・更新のタイミングを明確化し、計画的に導入・更新を進める。
農林水産省	<p>入居先である民間ビル、地方公共団体等の所管建物において、建築物管理者と導入に向けて引き続き調整を進める。</p>
経済産業省	<p>今後、建て替えや修繕、移転などの際には、LED照明の導入を検討していく。</p>
国土交通省	<p>2030年度までに更新予定となっていない施設の状況把握を行い、導入を促す。</p>
環境省	<p>2030年度までに更新予定となっていない施設の状況把握を速やかに行い、計画的な予算執行及び必要な予算要求を実施する。</p>
防衛省	<p>2030年度までに解体予定の建物があるため。</p>

(参考) 一般照明用の蛍光灯の製造・輸入の禁止

- 水銀に関する水俣条約締約国会議の決定を受けて、水銀使用製品である**一般照明用の蛍光灯**は、**2026年1月より順次、製造・輸出入が禁止**となる。

※環境省関連HP : <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/lamp.html>

製造・輸出入の禁止時期

電球形蛍光灯
(CFL.ni)



2026年1月1日より禁止
※30Wを超えるものは
2027年1月1日より禁止

コンパクト形蛍光灯
(CFL.i)



2027年1月1日より禁止

直管形蛍光灯
(LFLs)



2028年1月1日より禁止

環形蛍光灯



2028年1月1日より禁止
※八口りん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは2027年1月1日より禁止

広報ツール

**ご自宅の蛍光灯のLED照明への計画的な交換を
お願いいたします!**

一般照明用の蛍光灯（蛍光灯）について、
その種類に応じて、2027年末までに段階的に製造・輸出入が禁止になります。

蛍光灯の例



蛍光灯の例

品番の例

蛍光灯の品番は「F」か「EF」で始まるものが多いです（※海外製品など異なる場合があります）。
蛍光灯がどうか分からない場合は、お近くの蛍光灯販売店や蛍光灯のメーカーにお問合せください。



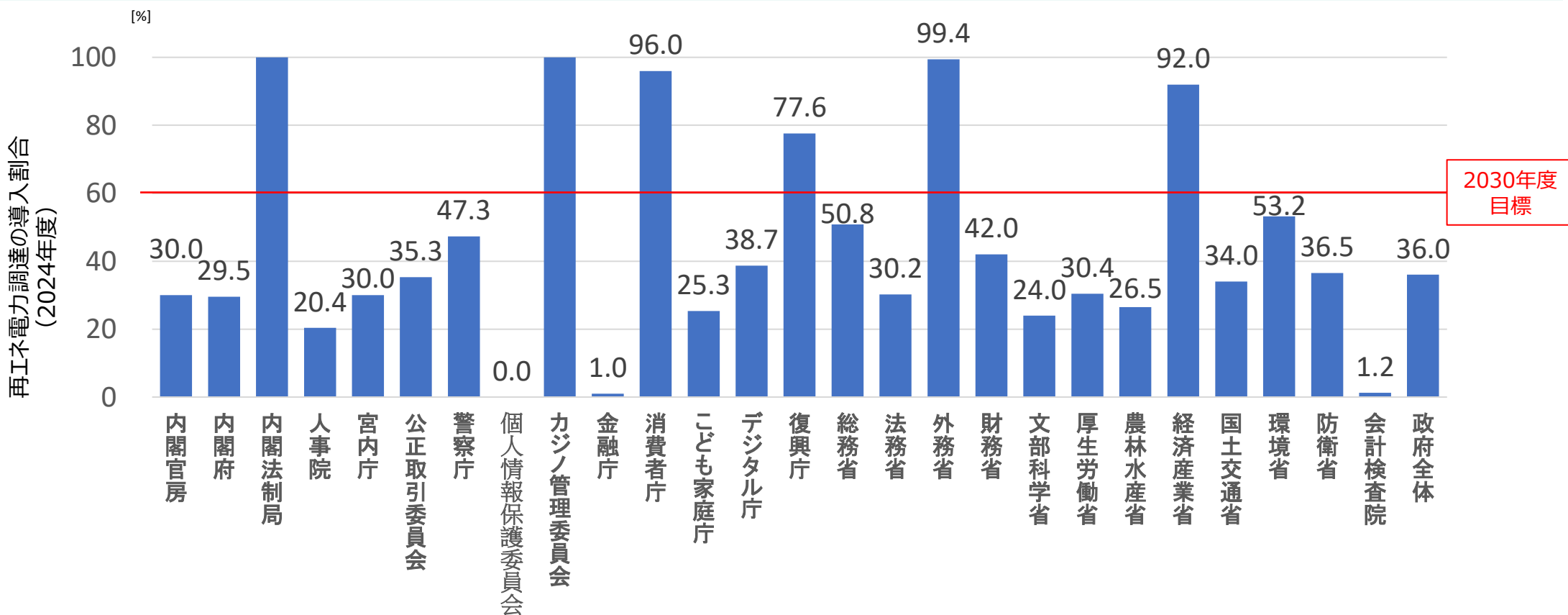
- ◆ 蛍光灯の製造・輸出入は禁止されますが、
使用・販売・購入は禁止されません。
- ◆ 蛍光灯を捨てる際は、
お住まいの自治体のルールに従って
分別して排出してください。

詳細は環境省のホームページを
ご確認ください。

環境省 蛍光灯 禁止 検索

府省庁別の再エネ電力調達実績

- 再エネ電力の調達割合は、前年度から16.9pt増加し政府全体で36.0%。
- 課題としては、主に**入札参加事業者の確保**、**調達コストの増加**、**調達に係る事務負担**、**入居官庁との調整**があげられる。
- 入札参加事業者の確保については、電力会社側の再エネ電力供給量に限界があり大規模施設への再エネ供給が困難な事例が見られた。調達コストについては、再エネ比率の高い電力供給を求めることにより供給価格が増加したといった事例が見られた。



(参考) 府省庁別の再エネ電力調達実績詳細

府省庁別 電気調達量と再生可能エネルギー電力調達割合 (2023・2024年度)

府省庁名	2023年度	2024年度			
	再生可能エネルギー電力の 調達割合	電気調達量	再生可能エネルギー 電気調達量	自家消費の 再生可能エネルギー	再生可能エネルギー 電力の調達割合
	(%)	(kWh)	(kWh)	(kWh)	(%)
内閣官房・内閣府	15.3	56,259,397	16,756,153	1,196,266	29.8
内閣官房	10.7	30,174,833	9,052,450	398,351	30.0
内閣府	19.8	26,084,564	7,703,703	797,915	29.5
内閣法制局	30.0	389,804	389,804	0	100.0
人事院	23.1	1,802,232	367,270	0	20.4
宮内庁	30.2	11,436,581	3,433,446	185,603	30.0
公正取引委員会	27.6	2,216,671	781,765	0	35.3
警察庁	35.2	49,617,848	23,458,390	13,124	47.3
個人情報保護委員会	2.0	135,098	0	0	0.0
カジノ管理委員会	100.0	90,168	90,168	0	100.0
金融庁	3.0	3,673,998	36,740	0	1.0
消費者庁	31.7	625,930	600,659	1,011	96.0
こども家庭庁	21.9	1,210,640	306,566	0	25.3
デジタル庁	21.9	1,713,808	663,441	0	38.7
復興庁	29.3	724,701	562,421	0	77.6
総務省	39.2	19,417,951	9,869,186	917	50.8
法務省	21.2	319,346,014	96,408,405	1,651,501	30.2
外務省	69.1	11,449,676	11,384,987	89,000	99.4
財務省	23.1	156,965,077	65,951,847	72,691	42.0
文部科学省	20.8	9,084,722	2,177,841	0	24.0
厚生労働省	26.2	163,580,330	49,784,717	197,932	30.4
農林水産省	20.6	45,916,658	12,158,911	0	26.5
経済産業省	90.4	23,236,818	21,369,409	84,299	92.0
国土交通省	20.8	423,456,421	143,890,275	2,159,073	34.0
環境省	46.7	18,300,947	9,734,196	5	53.2
防衛省	13.6	1,444,595,346	517,081,769	3,372,724	36.5
会計検査院	2.8	4,003,723	49,556	0	1.2
政府全体	19.1	2,769,250,558	987,307,921	9,024,145.5	36.0

課題への対応（環境省の取組共有）



- 令和8年度の電力調達では、環境省の**全国7施設で共同調達を実施し、再エネ100%の電力調達を実現した。**
- 調達にあたっては、**不落・不調リスクや調達コストを低減するため、主に以下の工夫を行った。**
 - ①事前の小売電気事業者へのヒアリングにおいて、需要規模の大きい案件から入札を検討するとの声が多かったことを受け、**7施設を束ね需要規模の大きい案件（合計で636万kWh）を組成した。**
 - ②従来、料金体系の指定により入札可能事業者が限定されていたことを踏まえ、**事業者独自の燃料調整費を許容する等、調達要件の見直しを行った。**
- その結果、**複数事業者からの入札があり、前年度の支払い総額より安価に再エネ100%電力が調達できた。**

調達要件の見直し内容

●事業者独自の燃料調整費の許容

従来、旧一般電気事業者と同等の料金体系が一般的な要件となっていたが、独自の料金体系の小売電気事業者が増加していることを踏まえ、燃料費等調整額の算定方法について任意の算定緒言を採用することを許容した。

（仕様書抜粋）

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定緒言に準じる、**もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出する**ものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

●書類提出期限の設定

再エネ比率を証明する書類については、電力使用量の確定時期や証書の購入時期により、当初設定していた提出期限に間に合わない可能性が往々にしてある。そのため、当初設定していた期日までの提出が難しい場合は、協議により定めた期間内に提出することとした。

（仕様書抜粋）

乙は、契約年度における電力供給が終了後、原則翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙4を甲に送付すること。**但し翌月10日までの送付が難しい場合は、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。**また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙4提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。

環境配慮契約法基本方針改定の概要（令和8年3月13日閣議決定）



- 国や独立行政法人等における電力供給契約については、環境配慮契約法に基づき、環境負荷の低減に配慮した契約をすることとされている。
- 電気の供給を受ける契約については、これまで一定の要件をクリアした事業者に入札参加資格を付与する「裾切り方式」としていたが、環境配慮の取組を適切に評価するため、**総合評価落札方式を導入**することとした。なお、法律の附則において総合評価落札方式は要検討事項となっている。
- また、**地域共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避けるために**、電気調達に関する入札説明書に入札参加者の資格として、供給する電気及び環境価値の由来となる発電施設の提出、当該**発電施設を設置又は運転する事業者が関連法令に違反していないことを誓約**させるとともに、総合評価落札方式において、**地域共生型の再エネや追加性のある再エネの調達を行う小売電気事業者を加点評価**する。

電気供給契約の総合評価落札方式における評価項目

	評価項目	配点例
標準点	二酸化炭素排出係数	100点
	調達電力の再エネ割合	
加算点	二酸化炭素排出係数（事業者全体）	20点
	調達電力の再エネ割合	10点
	再エネ導入率（事業者全体の評価）	5点
	未利用エネルギーの活用状況（事業者全体の評価）	5点
	追加性のある再エネ（調達電力の評価）	5点
	指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組（事業者全体または調達電力の評価）	5点

これまでの裾切り方式における評価項目

【必須項目】

① 二酸化炭素排出係数（70点）

② 未利用エネルギーの活用状況（10点）

③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点）

【加点項目】

+

④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組
地域における再エネの創出・利用の取組（5点）

≥ 70点※

※70点以上の事業者に入札参加資格を与える。入札参加資格を得た事業者の中で最も安価な者と契約する。

環境配慮契約法(抄)

(附則)

3 政府は、国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（次項において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

スケジュール

- 総合評価方式は2027年度分の電気契約より導入予定。

国等の電力供給契約における入札参加資格の制限

- 国等の電気契約において、地域共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避けるため、調達時の対応としては、以下を小売電気事業者に求めることとする。
 - ① 契約に基づき供給する電気及び環境価値（又は環境価値のみ）に係る**発電施設・発電事業者等の情報を提出（供給後の提出も含む）**する。
 - ② 関係法令に違反した**発電事業者に由来する電気及び環境価値（又は環境価値のみ）を供給しないことを誓約書によって約束**する。
- 令和9年度分の電気調達からは、**環境省HPで示している基本方針及び契約書類のひな型を参照して調達を行っていただきたい。** ※環境省関連HP：https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

● 電気供給契約の契約書類での規定事項

- 法令違反について
(入札説明書のイメージ)
- 3. 競争参加資格
- (6) …**供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設に関し、別添3別紙2及び別紙3を提出すること。**

別添3

- 別紙2：発電施設情報の提出及び当該施設を設置・運営する事業者が設置・運営する再エネ発電施設について関係法令違反がないことを誓約
- 別紙3：供給“予定”の「電気及び環境価値（もしくは環境価値のみ）」の由来となった発電施設情報の提出

(契約書のイメージ)

- ・法令違反の合理的な疑いが生じた場合の説明義務
- ・契約締結後の法令違反が判明した場合の是正措置と契約解除権の付与

■ 関係違反について

- ・事業計画策定ガイドライン※で示される主な関係法令リストに記載の法令をいう。
- ※「事業計画策定ガイドライン」（2025年4月改訂資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

● 誓約書の例（別添3別紙2）

別添3別紙2	
供給する再生可能エネルギー電気及び環境価値の発電施設情報	
令和 年 月 日	
住 所	〇〇県〇〇市〇〇
会 社 名	〇〇株式会社
代表者氏名	〇〇 〇〇
以下、開示内容の下欄①又は②に係る発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。	
開 示 内 容	番 号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方	②環境価値のみ
<p>注1) 関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。</p> <p>注2) 相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別紙3を用いて入札時に提出すること。地域脱炭素化促進事業制度の認定事業から電力を供給する場合には、証明できる資料を入札時に提出すること。</p> <p>注3) 供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別紙3を用いて入札時に提出すること。入札時に環境価値の電源情報の特定が不可能な場合には別紙4を用いて発注者が定める期間内に提出すること。</p> <p>注4) 違法でないことを確認する対象としては、上記【本契約書の別表1に掲げる法令等】であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。</p>	

1. 実施状況の点検について
2. 2024年度実施状況
 - 2-1. 政府の事務及び事業に伴い排出される
温室効果ガスの総排出量
 - 2-2. その他の数量を伴う目標の実績等
 - 2-3. 独立行政法人等における温室効果ガスの
排出の削減等のための計画の策定状況等
3. 情報提供

独立行政法人等における温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況

- 前年度より政府実行計画に整合した目標設定がなされており、順調に進捗。

表. 法人種類ごとの計画の策定状況（速報値）

法人種類	法人数	計画策定済みで 排出削減目標が 政府実行計画に整合	計画策定済みで 排出削減目標が 政府実行計画に不整合	計画未策定（過去に策定した計画 の目標年度を過ぎ、新たな計画を策 定していない場合を含む）
独立行政法人	86	38	33	15
国立大学法人	81	38	39	4
大学共同利用機関 法人	4	0	4	0
特殊法人 (特殊会社含む)	34	19	10	5
その他の法人	1	0	1	0
合計 (前年度)	206 (208)	95 (84)	87 (95)	24 (29)
割合 (前年度)	100%	46.1% (40.4%)	42.2% (45.7%)	11.7% (13.9%)

1. 実施状況の点検について
2. 2024年度実施状況
 - 2-1. 政府の事務及び事業に伴い排出される
温室効果ガスの総排出量
 - 2-2. その他の数量を伴う目標の実績等
 - 2-3. 独立行政法人等における温室効果ガスの
排出の削減等のための計画の策定状況等
- 3. 情報提供**

代替フロン（HFCs）の排出抑制に係る取組強化のお願い

（１）家庭用エアコンの廃棄時における留意点 ※参考資料4のチラシ御参照

- 家庭用エアコンとして製造・販売されている製品については、**事業所（庁舎や研修施設などを含む）で使用・廃棄された場合であっても家電リサイクル法の適用対象**となる。（政府実行計画（令和7年2月閣議決定）やグリーン購入法基本方針（令和8年2月閣議決定）にも同旨を明記。）
- ついては、庁舎や研修施設などに設置されている家庭用エアコンの更新時には、買い替え後の新品を購入する**小売業者に、廃棄する古い製品の引き取りを依頼**して「家電リサイクル券」の写しの交付を受けて頂くようお願いしたい。
- 庁舎移転や建て物解体など、買い替えを伴わない廃棄の場合にも、家電リサイクル法上の指定引取場所への運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託して、家電リサイクル法に則った適正処理を徹底頂くようお願いしたい。

（２）業務用エアコンの購入時における留意点

- 業務用エアコンに搭載される（または別途接続する）「常時監視システム」は、業務用エアコンの使用中のHFCs漏洩の早期発見につながるため、HFCsの排出抑制対策としても有効。
- グリーン購入法基本方針（令和8年2月閣議決定）において、業務用エアコンの購入時（新設案件・既設機器の更新案件の両方を含む）の**常時監視システムの導入を調達基準である判断の基準に追加**。
- 業務用エアコンへの常時監視システム導入に当たっては、別売りの専用機器の購入や監視サービス契約の締結が必要となることもあるので、御留意をお願いしたい。

グリーン購入法基本方針改定の概要（令和8年2月3日閣議決定）



- GX製品等の環境価値が市場で適正に評価される仕組み・環境づくりを推進するため、**グリーン購入法※基本方針を変更閣議決定（令和8年2月3日）**し、**公共調達の分野から需要拡大に貢献。**

※国等による環境物品等の調達の推進に関する法律

令和7年度のグリーン購入法基本方針の見直し内容

2段階の判断の基準の定義を見直し

- 2段階の判断基準が未設定の品目への導入の促進、判断の基準の見直し（CFP算定・開示、循環性基準の導入、強化等、省エネルギー性能の強化等）を実施

※調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達

より高い環境性能に基づく基準 ※ 「基準値1」

最低限満たすべき基準 「基準値2」

従来の調達

特に環境負荷低減を考慮しない従来の調達

共通の配慮事項として非化石電力鋼材のガイドラインを設定

- 原材料に鉄鋼が使用された物品において、令和6年度に新たに分野横断的な共通の判断の基準を設け、グリーン・スチールをより高い環境性能に基づく基準として設定
- 令和7年度はこれに加え、追加性を考慮した非化石電力鋼材について配慮事項を設定

認定プラスチック使用製品への対応

- プラスチック資源循環法に基づく設計認定基準が策定されたことを受け、認定プラスチック使用製品（4つの製品分野）について基準値又は判断の基準として設定

繊維製品に係る判断の基準の見直し

- 繊維から繊維の水平リサイクル促進につながる基準の見直し
- 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加

参考：グリーン購入法における2段階の判断の基準の考え方

GXスチールを採用した物品の調達

- 政府実行計画では、GX製品の市場形成のため、政府機関においてGX製品の率先調達に取り組むこととしている。
- 環境省皇居外苑管理事務所において、日本製鉄株式会社が製造したGXスチールを採用した株式会社オカムラ社製の棚を調達（国の機関におけるGXスチールを採用した物品の調達としては初の事例）。
- 本事例を皮切りに、各府省庁の機関においてGX製品の調達を積極的に進めていただきたい。

概要

設置場所：環境省皇居外苑楠公レストハウス
（千代田区皇居外苑1-1）

調達物品：棚（カタログ棚・ブックスタンド）

メーカー：株式会社オカムラ

製品名：レクトライン収納シェルビング

用途：パンフレット等を配置し、一般利用者に
皇居外苑の魅力を周知するため



説明用パネル

GXスチール製品の周知・普及を促すため、説明用パネルを設置。